

有料老人ホーム 奈良ニッセイエデンの園

身体拘束禁止のための指針

(指定基準省令第 183 条の規定に基づく身体的拘束等の適正化のための指針)

公益財団法人 ニッセイ聖隷健康福祉財団
奈良ニッセイエデンの園

1. 身体拘束禁止の理念

奈良ニッセイエデンの園では、入居者(利用者)の健康・生きがい・安心を施設理念とし「自立支援」「尊厳を守る」事をケアの基本としています。身体拘束は入居者(利用者)の生活の自由を制限し、入居者の尊厳ある生活を阻むものです。私たちは、利用される入居者が自分の健康と生きがいを積極的に獲得するように支援します。私たち職員一人ひとりが、「身体拘束(以下この指針では「身体拘束」といいます)」をしない・させないの姿勢・意識を持つこと、身体拘束をすることで起こる身体的・精神的被害を理解し、常にサービスに対する研鑽と協働に努めます。

【参考】身体拘束に該当する具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

2. 身体拘束禁止の方針

(1) 身体拘束の禁止

奈良ニッセイエデンの園においては、原則として身体拘束を行いません。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明・確認を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その態様等を記録するなど、十分な観察を行うとともに、介護サービスの質の評価及び経過の記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除します。

(3) 身体拘束禁止に取り組む姿勢

身体拘束をしない・させないなど廃止することは決して安易ではありません。看護・介護職員だけではなく施設全体、ご本人や家族を含めた全員が強い意思を持って取り組むことが必要です。

① 園長はじめ役職者全員が決意し、施設全体が一丸となって取り組みます。

管理師長(ケア部門責任者)を中心として、全職員・多職種連携で取り組みます。ケアに悩むことがあれば、一人で抱え込まず、職場長、他の職員、他の職種、園長、必要に応じて、主治医等に相談します。身体拘束は、職員の誇りや士気の低下を招くおそれがあることを理解します。

② みんなで論議し、共通の認識を持つ

多職種の視点から入居者のアセスメントに取り組み、入居者自身、入居者の言動の背景を理解して、その人らしい暮らしを支援するケアプランを策定・実行し論議します。

③ 身体拘束を必要としない環境を家族と実現を目指す

家族から身体拘束を希望されても、それをそのまま受け入れるのではなく、入居者本人にとって居心地のいい環境・ケアを創り上げるため、家族と一緒に考えます。

④ 入居者等の生命又は身体を保護するためであっても、常に代替的な方法を考えます。緊急やむを得ずどうしても身体拘束を行わざるを得ない場合も、極めて限定的にします。

3. 身体拘束禁止のための体制

- (1) 身体拘束防止検討委員会(指定基準省令第 183 条の規定に基づく身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会)を設置し、1ヶ月に1回開催します。
- (2) 身体拘束防止検討委員会は、ケア部門責任者(管理師長)を中心とし、園の管理会議メンバー、ケア計画作成担当者、看護職員、介護職員、リハビリ職員、事務職員等の多職種で構成します。必要に応じて、主治医の助言を仰ぎます。
- (3) 身体拘束防止検討委員会で話し合われた内容については、全職員に議事録を交付または回覧するなどして周知徹底します。
- (4) 身体拘束禁止のための研修を1年に2回以上、全職員に行います。

4. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

- (1) 本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、次の3つの要件のすべてを確認します。入居者の家族の希望であっても、園が以下の要件を満たさないと判断する場合には、身体拘束を行ってはなりません。

切迫性:入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がないこと
一時性:身体拘束その他の行動制限が、一時的なものであること

- (2) 要件を満たしているか、身体拘束の内容、期間等は、慎重な手続きで確認します。
 - 「緊急やむを得ない」に該当するかどうかの判断は、個人では行わず、園全体としての判断が行われるように、身体拘束防止検討委員会を臨時開催し委員会で判断します。
 - 身体拘束防止検討委員会において、3つの要件の確認や、身体拘束の内容、目的・理由、時間、期間等を検討し、議事録に残します。期間は1ヶ月以内の期間とします。
 - 入居者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的・理由、時間、期間等をできる限り詳細に職場長が説明し、十分な理解を得て、確認書に署名をいただきます。身体拘束の実施終了日以降において、なお身体拘束を必要とする場合においては、実施終了日前に入居者・家族等に対してあらためて説明・確認した上で実施することとします。
- (3) 身体拘束に関する報告・記録・及び分析・解除への取り組み
 - 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、担当職員はただちに職場長を経由して園長へ報告を行うとともに所定の報告・記録様式(「身体拘束に関する記録」等)を用いて、その態様、時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由詳細に記録します。
 - 身体拘束防止検討委員会は、報告された身体拘束の事例を定期的に集計・分析し、発生原因や適正性を検証します。その分析結果に基づいて、身体拘束の消滅に向けた具体的な適正化策(環境整備や代替ケアの工夫など)を検討・実施し、その効果について事後評価を行います。
 - また、これらの情報は全職員へ周知徹底します。
具体的な記録情報をもとに、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有します。「緊急やむを得

ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1 ヶ月に 1 回以上は、身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合には、ただちに解除します。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、入居者(利用者)およびご家族がいつでも自由に閲覧できるよう、施設内(フロント、相談スペース等)に備え置き且つ、ホームページ等に公開するものとし、求めがあった場合には速やかに提示・説明を行います。

この指針を改定する時は、身体拘束防止検討委員会及び管理会議の承認を得るものとします。

2018 年 4 月 1 日作成

2019 年 9 月 2 日改訂

2026 年 10 月 14 日改訂